

株 主 各 位

名古屋市東区徳川町502番地
株式会社ヨシックス
代表取締役社長 吉岡昌成

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時35分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目8番20号
名古屋証券取引所ビル 5階 名証ホール
3. 目的事項
報告事項 第30期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://yossix.co.jp/>)に記載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、日銀による金融政策や政府による経済政策の効果もあり、それらによる期待感から円安及び株高が進行するとともに、景気の回復期待が高まることで、企業収益の改善が見受けられる等、全体として景気回復への明るい兆しが見られるようになってまいりました。しかし消費税増税による個人消費低迷への懸念、火力発電所の依存度の高まりによる電気料金の値上げ、円安の進行による資材価格の高騰等、依然として先行き不透明感が払拭できない状況にありました。

外食業界におきましては、円安による原材料価格の高騰や人材需給の逼迫に伴う人件費の上昇、更には消費者の節約志向の高まりや業界内の顧客獲得競争が激化の一途を辿っている等、経営環境は引続き厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社は「元気を持って帰ってもらう店なんやで」という基本理念のもと、や台やグループ統括事業本部（飲食事業）の中核である「や台や」、「や台ずし」及び「ニパチ」を展開してまいりました。

「や台ずし」業態は新鮮な魚介類を用いた本格職人にぎりのすしを低価格で食すことができ、且つ居酒屋メニューも合わせて食すことができるという“寿司屋が居酒屋メニューを提供する”業態であります。当社の他業態と比較してもやや客単価の高い業態ではありますが、良い商材を使い、お値打ち感の高い商品の提供を徹底することで既存店強化を図り、お客様からのご支持を頂いたことで客数も順調に推移致しました。そのため既存店売上は前期対比で上回る月間も見受けられる等順調に推移致しました。

当業態は当社の増収増益に大きく寄与する業態であるため、年度計画に基づいて新規出店も戦略的に「や台ずし」中心に展開したことから、当社の主力業態の中でも最も店舗数の多い業態となりました。

「ニパチ」業態は低価格均一価格でコストパフォーマンスの高い料理を提供する業態であります。既に不振店は「や台ずし」へ業態転換したことや、閉店撤退を実施したことで一時的な低迷期を脱しつつあり、底打ち感が見受けられました。当業態へのニーズは常に一定程度存在するものであるため、地方都市においては売上高も堅調に推移し、客数及び客単価も安定感が出てきました。団体客獲得を目指し、それに伴う広告宣伝等の施策を実行し、既存店強化の向上に努めたことで全体的に堅調に推移致しました。

但し、新規出店については顧客ニーズのある地方都市において出店余地はまだあるものの、「や台ずし」業態に注力するため、当業態の新規出店は実施しませんでした。

「や台や」業態はお好み焼き・鉄板焼き居酒屋であり、大きな鉄板で調理された料理をお値打ち価格で食すことができる業態であります。当業態は店舗数こそ多くはありませんが、お値打ち感の高い商品の提供を徹底することで既存店強化に努めたことから客数・客単価ともに安定して推移致しました。

当社は業態に関わらず、料理のみでなく、接客が非常に重要であるとの認識から、全ての業態において、や台やグループの基本理念である「元気を持って帰ってもらう店なんやで」を実現するために、「元気な声出し、清潔感、笑顔の接客」という社是である「あたりまえやを当り前に」実行できるように徹底して従業員（パート・アルバイト含む）を教育することで、上質な接客サービスの向上も目指して取り組んでまいりました。

また、新業態の開発に積極的に取り組んでまいりました。顧客ニーズの多様化が進む中、次なる収益の柱を生み出すべく、試行錯誤を繰り返し、継続的な成長に繋げるための取組を実践してまいりました。新たな収益の柱を確立するために、今後も顧客ニーズにしっかりアンテナを張り巡らせ、情報の収集に努めていきたいと考えております。一方で利益率の低い小型店舗や不採算店については戦略的に撤退や売却を進め、全社的な利益率の改善や人材の効率的な配置転換等を実施することで改善を図ってまいりました。

建築店舗・設計デザイン事業部（以下、「建築事業部」という。）は、景気の回復基調に伴い店舗建築工事の受注が増加するとともに、良質なサービス提供に尽力したことでメンテナンス工事の受注も増加し、結果として当事業年度は増収となりました。また一方で当社の店舗展開においても尽力し、当事業部の存在を強みとして最大限活用し、店舗の出退店に関する意思決定の迅速化を図るとともに、店舗展開するにあたってイニシャルコストを徹底的に抑制することで、投資回収の早期実現を可能にし、早期に利益を生み出す店舗作りを徹底してまいりました。当事業年度も新規出店に関する年度計画の達成に大いに寄与しました。

以上の結果、店舗数につきましては、新規出店26店舗、退店7店舗、業態転換3店舗を実施し、平成27年3月末日現在の店舗数は170店舗（フランチャイズ含む）となりました。

また、当事業年度の売上高は9,001百万円（前事業年度比17.8%増）、営業利益は743百万円（同99.5%増）、経常利益は939百万円（同71.8%増）となり、当期純利益は517百万円（同34.7%増）となりました。

事業の種類別セグメントごとの業績の概況は、次のとおりであります。

事業区分	売上高	構成比	前期比増減率
関東事業部	2,614,109 千円	29.0 %	30.6 %
中部事業部	1,925,757 千円	21.4 %	3.7 %
関西事業部	2,866,443 千円	31.8 %	10.2 %
九州事業部	1,467,508 千円	16.3 %	29.2 %
飲食事業小計	8,873,819 千円	98.6 %	16.8 %
建築事業部	128,060 千円	1.4 %	189.8 %
合計	9,001,880 千円	100.0 %	17.8 %

(注) 上記の金額には消費税は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施致しました設備投資の総額は388,301千円で、その主なものは新規出店、業態転換、改装等によるものであります。

	事業部	物件名	開業日
新規出店	関東事業部	や台ずし富士駅前町	平成26年4月15日
		や台ずし武蔵関南口駅前町	平成26年5月13日
		や台ずし新所沢駅西口町	平成26年5月24日
		や台ずし淵野辺北口駅前町	平成26年8月22日
		や台ずし東伏見北口駅前町	平成26年8月29日
		や台や南林間町	平成26年11月13日
		や台ずし行徳町	平成26年12月5日
		や台ずし京成大久保駅前町	平成27年1月16日
		や台ずし昭島町	平成27年3月20日
		や台ずし西永福駅前町	平成27年4月10日
	中部事業部	や台ずし浄心町	平成26年4月26日
		や台ずし名鉄岐阜駅前町	平成26年10月16日
	関西事業部 (山陽エリア)	や台ずし淡路駅前町	平成26年6月13日
		や台ずし津駅前町	平成26年11月19日
		や台ずし出屋敷駅前町	平成27年1月22日
		や台ずし姫路駅前町	平成27年2月10日
		や台ずし新田辺駅東口町	平成27年3月13日
		や台ずし福山町	平成26年4月23日
		や台ずし中電前町	平成26年8月9日
		や台ずし三原駅前町	平成26年9月26日
		や台ずし倉敷駅前町	平成26年10月30日
		や台ずし松永駅前町	平成27年4月16日
	九州事業部	や台ずし健軍町	平成26年6月4日
		や台ずし井尻駅前町	平成26年7月8日
		焼肉げんき東比恵店	平成26年8月28日
		や台ずし九大病院前町	平成26年10月8日
		や台ずし竹下駅前町	平成27年1月10日
や台ずし直方駅前町		平成27年3月19日	
業態転換	中部事業部	焼肉げんき葵店	平成26年11月23日
		ニパチ御器所店	平成27年4月10日
	関西事業部 (山陽エリア)	播州農場高槻店	平成26年6月25日
改装	関東事業部	や台や中電前町	平成26年10月16日
		や台ずし大和町	平成26年8月18日

(注) 1. 平成27年3月31日現在の状況を記載しております。

2. 開業日が来期でも、既に設備投資を開始した物件について記載しております。

③ 資金調達状況

当社は、平成26年12月24日に株式会社東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場し、公募により225,000株の新株発行（払込金額1株につき2,428.80円）を実施し、546百万円の資金調達を実施いたしました。また、新株予約権の権利行使に伴い、5百万円の資金調達を実施いたしました。更に、金融機関2行から、長期借入により100百万円の資金調達を実施いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第 27 期	平成24年度 第 28 期	平成25年度 第 29 期	平成26年度 (当期)第30期
売 上 高	6,420,431 千円	7,036,324 千円	7,639,650 千円	9,001,880 千円
営 業 利 益	553,072 千円	363,913 千円	372,829 千円	743,748 千円
経 常 利 益	714,034 千円	544,231 千円	546,912 千円	939,641 千円
当 期 純 利 益	394,896 千円	251,244 千円	384,073 千円	517,253 千円
1株当たり当期純利益	175.50 円	111.66 円	170.69 円	223.58 円
総 資 産	3,334,511 千円	3,466,324 千円	3,568,644 千円	5,042,130 千円
純 資 産	1,188,539 千円	1,440,028 千円	1,823,937 千円	2,893,941 千円
1株当たり純資産	528.23 円	640.01 円	810.63 円	1,141.59 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行株式数に基づき算出しております。

2. 当社は、平成25年7月30日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っており、平成26年5月13日付で普通株式1株につき普通株式2.5株の割合で株式分割を行っております。平成23年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 対処すべき課題

外食産業の市場規模縮小の傾向は今後も続いていく中、経済情勢や消費動向、または競合他社の状況等の経営環境を勘案しつつ、当社は「元気を持って帰ってもらう店」という基本理念のもと、以下の課題に適切に対処してまいります。

① 人材採用・育成

当社は店舗作りの戦略として、地域や立地における特性や顧客ニーズに柔軟に対応するため、それぞれの地域で採用した従業員を全面に立て店舗運営を行っております。それが“元気を持って帰ってもらう店”を生み出す源泉であり、「人材」は当社における最も重要な経営資源として位置付けております。当社において提供するサービスの水準は各店舗の人材に影響を受けますので、優秀な人材の確保、育成及びコンプライアンスの徹底を最重要課題として取り組んでまいります。

また将来を担う幹部候補生として若い人材を確保するために、新卒採用にも注力しております。当社の理念を理解し、将来において当社を牽引していく人材に育つよう、教育に力をいれてまいります。

② 新規出店計画の徹底

新規出店の物件確保については、各地域における有力不動産業者等からの外部情報のみならず、取引先金融機関、取引先酒販店等からも幅広い情報収集に努めております。しかし当社のニーズに合致した条件の物件が必ずしも確保されるとは限らないため、新規出店計画を実行できなくなる可能性もあり、予算に影響を及ぼす懸念も考えられます。新規出店計画を着実に実行に移せるよう、継続的に新規物件に関する情報収集を徹底するとともに、物件情報の収集体制を強化することを課題として取り組んでまいります。

③ 新規出店地域の開拓

当社の出店地域は現状、東京都・神奈川県を中心とした関東西部地域、愛知県名古屋市中心とした中部地域、大阪府を中心に奈良県、兵庫県、京都府及び滋賀県の関西地域、広島県を中心とした山口県、岡山県の山陽地域、福岡県を中心に熊本県、長崎県の九州地域に展開しております。既存地域においてもまだまだ未開拓のエリアがあり、出店をしていく余地は充分にあると考えております。当社は太平洋ベルト地帯を中心に九州南部、関東東部にまで出店できると考えており、今後はこういった未開拓の地域に出店し、新たな事業部の基盤をつくることが重要であると考えておりますので、情報の収集、出店体制の強化を課題として取り組んでまいります。

④ 新業態の開発

今後も当社の継続的な成長を見込むには、「ニパチ」の次の新たな収益の柱となるべく新業態を開発し成長させることが非常に重要であると考えております。顧客の嗜好やニーズの多種多様化、変化のスピードも速まるなか、顧客が外食に対して要求しているものは何かということを探求し、情報収集の徹底を図ることで、新業態の開発に注力してまいります。

⑤ 本部機能の強化

店舗の新規出店による増加及び業態の多様化が進み、企業規模が拡大する中、本部機能の強化・充実を図ることが継続的な成長には必要であると認識しております。今後も営業部門及び管理部門における本部機能の強化を図り、収益力の向上、業務の効率化及びコンプライアンス意識の向上を徹底追求することで、組織の強化を課題として取り組んでまいります。

⑥ コンプライアンス経営の推進・徹底

店舗数の拡大に伴い、それぞれの事象に応じたリスク管理やコンプライアンスの遵守体制が重要になります。社会貢献に資する企業の一員として、企業としての信頼性を高めるために、コンプライアンス委員会のもと、内部統制システムの構築・運用・強化に努め、役職員への法令遵守体制の周知徹底に取り組んでまいります。

⑦ 食の安心安全の徹底追求

店舗数の拡大に伴い、食に対する安心や安全性に関するリスクは高まる傾向にあります。しかし飲食業を生業とする当社において、「安全」を確保し、「安心」して飲食して頂くことは、当社の基本的かつ最大の責務であると考えております。そのため食材の品質管理はもとより、店舗における調理場自体の清潔感及び衛生管理を徹底することで、お客様に安心して飲食して頂くことに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業	主要事業
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食サービスの提供を行っております。
建装事業	飲食店建築を中心とした内装工事を行っております。

(5) 主要な事業所及び営業店舗（平成27年3月31日現在）

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市中区徳川町502番地
関東事業部	東京都八王子市中町12番8号
中部事業部	愛知県名古屋市中区徳川町502番地
関西事業部	大阪府大阪市天王寺区玉造元町4番5号
山陽エリア	広島県広島市中区胡町4丁目28番地 戎町ビル7階
九州事業部	福岡県福岡市中央区今川1丁目4番1号
建築店舗・設計 デザイン事業部	愛知県名古屋市中区徳川町502番地
や台や	愛知県4店舗 東京都3店舗 神奈川県3店舗 大阪府1店舗 広島県1店舗
や台ずし	愛知県9店舗 東京都19店舗 神奈川県6店舗 埼玉県2店舗 千葉県2店舗 静岡県6店舗 岐阜県2店舗 三重県3店舗 大阪府13店舗 兵庫県4店舗 奈良県2店舗 京都府3店舗 滋賀県1店舗 広島県5店舗 岡山県2店舗 福岡県10店舗 熊本県1店舗
ニパチ	愛知県16店舗 岐阜県1店舗 静岡県2店舗 大阪府9店舗 奈良県2店舗 兵庫県2店舗 広島県3店舗 山口県5店舗 福岡県14店舗 熊本県2店舗 長崎県3店舗
せんと・播州農場 焼肉げんき	愛知県1店舗 神奈川県1店舗 大阪府1店舗 福岡県1店舗
その他	愛知県3店舗 東京都1店舗 大阪府1店舗

- (注) 1. 営業店舗の所在地は直営店舗のみを記載しております。
2. その他にはフランチャイズ店の店舗数を記載しております。
3. 山陽エリアは平成27年4月1日より山陽事業部となります。

(6) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
407 (562)名	20名 (74名)	37.0歳	2.4年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（ ）内に、年間平均雇用人員（1日8時間、1ヶ月22日間で換算）を記載しております。

- (7) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

- (8) 主要な借入先及び借入額(平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)三菱東京UFJ銀行	110,036 千円
(株)名古屋銀行	45,002 千円
(株)中京銀行	43,328 千円
(株)愛知銀行	36,672 千円
(株)三井住友銀行	23,318 千円
(株)十六銀行	1,706 千円

- (9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社株式は平成26年12月24日をもちまして、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場いたしました。

2. 株式に関する事項

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,535,000株 |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 当事業年度末の株主数 | 1,097名 |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 岡 昌 成	800,000 株	31.6 %
有 限 会 社 吉 岡	755,000 株	29.8 %
吉 岡 光 代	373,800 株	14.7 %
吉 岡 裕 太 郎	100,000 株	3.9 %
瀬 川 雅 人	50,000 株	2.0 %
株 式 会 社 S B I 証 券	40,300 株	1.6 %
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	26,500 株	1.0 %
ヨ シ ッ ク ス 社 員 持 株 会	17,200 株	0.7 %
渥 美 俊 彦	15,000 株	0.6 %
馬 籠 朋 広	12,000 株	0.5 %

(注) 1. 自己株式は所有しておりません。

2. 当社は、平成26年5月13日付で普通株式1株につき普通株式2.5株の割合で株式分割を行っております。これにより、同日付をもって発行可能株式総数は4,200,000株増加して7,000,000株、発行済株式の総数は1,350,000株増加して2,250,000株となっております。
3. 当社は、平成26年12月23日を払込期日とする公募増資を実施しております。これにより、発行済株式の総数は225,000株増加して2,475,000株となっております。
4. 当社は、新株予約権の行使に伴い新株発行を行っております。これにより、発行済株式の総数は60,000株増加して2,535,000株となっております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

平成25年7月31日開催の臨時株主総会決議による新株予約権

新株予約権の数	192 個
保有人数 当社取締役 当社監査役	1 名 1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 48,000 株 (新株予約権 1 個につき 2.5 株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 個当たり 760 円 (1 株当たり 760 円)
新株予約権の行使期間	平成27年8月1日から 平成35年7月31日まで
新株予約権の主な行使条件	a. 新株予約権者は権利行使時において、取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。 b. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 c. その他の行使の条件については、本割当契約の定めるところによる。

(注) 当社は、平成26年5月13日付で普通株式1株につき普通株式2.5株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	吉岡昌成	
専務取締役	瀬川雅人	や台やグループ統括事業本部本部長
常務取締役	吉岡裕太郎	管理本部本部長兼建築店舗・設計デザイン事業部部長
取締役	渡邊竜二	関東事業部部長
取締役	大崎篤彦	経営企画室室長
監査役	佐藤祥一	常勤監査役
監査役	長谷川一裕	名古屋北法律事務所所長
監査役	戸谷隆夫	戸谷隆夫税理士事務所所長

- (注) 1. 佐藤祥一氏、長谷川一裕氏及び戸谷隆夫氏は、会社法第2条第16号の社外監査役であります。
2. 当社は、監査役佐藤祥一氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 監査役長谷川一裕氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役戸谷隆夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成26年6月27日開催の第29期定時株主総会において、吉岡裕太郎氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	5名	129,038千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	4,850千円 (4,850千円)
合計	8名	133,888千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第22回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議頂いております。
4. 取締役の報酬等の額につきましては、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
5. 監査役はすべて社外監査役であります。
6. 当社と社外監査役の間に、人的関係、資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役の長谷川一裕氏は名古屋北法律事務所所長を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

監査役の戸谷隆夫氏は戸谷隆夫税理士事務所所長を兼職しておりますが、当社と特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	佐 藤 祥 一	当事業年度開催の取締役会22回のうち22回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。他社の監査役としての経験と幅広い見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監 査 役	長 谷 川 一 裕	当事業年度開催の取締役会22回のうち22回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監 査 役	戸 谷 隆 夫	当事業年度開催の取締役会22回のうち22回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しました。税理士として培われた豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容と概要

当社は、社外監査役との責任限定契約は締結しておりません。

ホ. 社外取締役について

これまで当社は、社外取締役を選任すべく鋭意努力しており、今回の総会において選任議案を上程するものであります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

16,500千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭、その他の財産上の利益の合計額

17,100千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計監査人からの引受事務幹事会社への書簡作成業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合において、必要と判断したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法などの法令に違反した場合、公序良俗に反する行為があった場合など、適正な監査業務の執行に支障をきたす恐れがある場合には、会計監査人の解任又は不再任を検討し、必要と判断したときは、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に付議することを取締役会に請求します。

取締役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法などの法令に違反した場合、公序良俗に反する行為があった場合など、適正な監査業務の執行に支障をきたす恐れがある場合、又は会社都合により必要がある場合には、会計監査人の解任又は不再任を検討し、必要と判断したときは、監査役会の同意を得たうえで、又は上記の監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。

ロ. コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、取締役を内部統制統括責任者に選任し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。内部統制統括責任者は、情報管理・リスク対策を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、会社の内部統制体制の有効性の確保を図っていく。

ハ. コンプライアンス体制の強化を目的として、内部通報制度を導入する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社のコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。

ロ. 内部統制統括責任者はその方針に沿って、主管部署を指示しコンプライアンス管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。

(3) 当社における業務の適正を確保するための体制

イ. 業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織や業務分掌をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

ロ. 業務執行部門から独立した取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。

ハ. 内部統制統括責任者のもと、関連部署が主管となり財務報告の正確性・信頼性の確保とその推進を目的とする内部統制規程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限に基づき業務を執行する。

(6) 監査役監査の実効性確保体制

イ. 監査役は、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くことを、取締役社長に求めることができる。また、その場合の使用人は専任者とし、監査役以外の指揮命令を受けないものとする。

ロ. 監査役は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、必要に応じて社内の会議に出席を求めることができるものとする。

ハ. 監査役は、代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。

ニ. 取締役及び使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は制定された「企業行動規範」により、反社会的勢力との関係を遮断する事を宣言し、お取引先の調査を実施、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

なお、当社は平成27年5月8日の取締役会において「内部統制システムの基本方針」に関する一部改定の決議をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,038,442	流動負債	1,518,120
現金及び預金	2,747,116	支払手形	17,852
売掛金	61,948	買掛金	304,857
完成工事未収入金	16,853	工事未払金	29,806
原材料及び貯蔵品	70,162	一年内返済予定の長期借入金	91,694
前払費用	65,560	未払金	333,303
繰延税金資産	35,529	未払費用	48,758
未収入金	39,336	未払法人税等	284,903
その他	1,992	未払消費税等	166,086
貸倒引当金	△57	預り金	36,910
固定資産	2,003,687	前受収益	94,844
有形固定資産	1,497,854	設備関係支払手形	35,047
建物	1,134,796	設備関係未払金	48,175
構築物	25,377	その他	25,880
車両運搬具	3,208	固定負債	630,069
工具、器具及び備品	158,618	長期借入金	168,368
土地	171,421	役員退職慰労引当金	281,382
建設仮勘定	4,431	長期前受収益	178,006
無形固定資産	8,934	その他	2,312
ソフトウェア	4,574	負債合計	2,148,189
その他	4,360	純資産の部	
投資その他の資産	496,899	株主資本	2,893,204
投資有価証券	1,585	資本金	320,150
出資金	35	資本剰余金	348,255
長期貸付金	945	資本準備金	348,255
長期前払費用	13,101	利益剰余金	2,224,799
繰延税金資産	132,467	その他利益剰余金	2,224,799
差入保証金	320,681	繰越利益剰余金	2,224,799
その他	28,219	評価・換算差額等	736
貸倒引当金	△135	その他有価証券評価差額金	736
		純資産合計	2,893,941
資産合計	5,042,130	負債・純資産合計	5,042,130

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,001,880
売 上 原 価		3,001,556
売 上 総 利 益		6,000,324
販売費及び一般管理費		5,256,575
営 業 利 益		743,748
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,092	
協 賛 金 収 入	204,711	
そ の 他	9,498	215,302
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	6,845	
株 式 公 開 費 用	11,250	
支 払 利 息	1,039	
社 債 利 息	104	
そ の 他	169	19,408
経 常 利 益		939,641
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,074	4,074
特 別 損 失		
保 険 解 約 損	840	
固 定 資 産 売 却 損	881	
固 定 資 産 除 却 損	4,963	
減 損 損 失	32,144	
そ の 他	900	39,729
税 引 前 当 期 純 利 益		903,986
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	378,946	
法 人 税 等 調 整 額	7,786	386,732
当 期 純 利 益		517,253

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	44,050	72,155	72,155	1,707,545	1,707,545	1,823,750
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	273,240	273,240	273,240			546,480
新株の発行(新株予約権の行使)	2,860	2,860	2,860			5,720
当 期 純 利 益				517,253	517,253	517,253
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	276,100	276,100	276,100	517,253	517,253	1,069,453
当 期 末 残 高	320,150	348,255	348,255	2,224,799	2,224,799	2,893,204

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	187	187	1,823,937
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行			546,480
新株の発行(新株予約権の行使)			5,720
当 期 純 利 益			517,253
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	549	549	549
事業年度中の変動額合計	549	549	1,070,003
当 期 末 残 高	736	736	2,893,941

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 未成工事支出金……………個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	10年～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用……………定額法

3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費……………支払時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記しておりました「保険積立金」(当事業年度は26,427千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,304,207千円
----------------	-------------

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	900,000株	1,635,000株	—	2,535,000株

(注) 発行済株式の総数の増加1,635,000株は株式分割による増加1,350,000株、公募増資による増加225,000株、新株予約権の権利行使による増加60,000株の合計であります。

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 配当金の総額 50,700千円
- ② 1株当たり配当額 20円
- ③ 基準日 平成27年3月31日
- ④ 効力発生日 平成27年6月29日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式数

平成19年3月23日開催の臨時株主総会の決議によるストック・オプション
普通株式 5,000株

減損会計に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

事業部	用途	種類	店舗数
関東事業部	店舗設備	建物等	1店舗
関西事業部 (山陽エリア)	店舗設備	建物等	2店舗
九州事業部	店舗設備	建物等	1店舗

(減損損失の認識に至った経緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗のうち、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

減損損失を認識するに至った店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、資産グループ毎の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却が困難であるため零として評価しております。

(減損損失の金額)

建	物	27,880千円
構	築物	666千円
工具、器具及び備品		3,549千円
そ	の他	47千円
合	計	32,144千円

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗を運営するための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また差入保証金は、賃借物件において預託しているため取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金、未払法人税等、設備関係支払手形及び設備関係未払金は、1年以内の支払期日であります。また借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権、長期貸付金について、経理財務課及び総務課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,747,116	2,747,116	—
(2) 売掛金	61,948	61,948	—
(3) 未収入金	39,336	39,336	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,585	1,585	—
資産計	2,849,986	2,849,986	—
(1) 支払手形	17,852	17,852	—
(2) 買掛金	304,857	304,857	—
(3) 未払金	333,303	333,303	—
(4) 未払法人税等	284,903	284,903	—
(5) 設備関係支払手形	35,047	35,047	—
(6) 設備関係未払金	48,175	48,175	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定含む）	260,062	260,061	△0
負債計	1,284,201	1,284,200	△0

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに (3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 設備関係支払手形並びに (6) 設備関係未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	金額
差入保証金	320,681

差入保証金については、返還時期の見積りが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,747,116	—	—	—
売掛金	61,948	—	—	—
未収入金	39,336	—	—	—
合計	2,848,401	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	91,694	63,342	48,326	47,553	9,147	—
合計	91,694	63,342	48,326	47,553	9,147	—

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	19,521千円
未払費用	14,639千円
一括償却資産	12,307千円
減損損失	29,016千円
役員退職慰労引当金	90,211千円
その他	2,648千円
繰延税金資産 合計	168,344千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△347千円
繰延税金負債 合計	△347千円
繰延税金資産の純額	167,996千円

(法人税等の税率変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が15,999千円、繰延税金負債が35千円減少し、法人税等調整額が15,999千円、その他有価証券評価差額金が35千円増加しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1, 141円59銭
1 株当たり当期純利益金額	223円58銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	214円71銭

- (注) 1. 当社は、平成26年5月13日付で普通株式1株につき普通株式2.5株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成26年12月24日付で株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場したため、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	517, 253
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	517, 253
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 313, 507
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	95, 510
(うち新株予約権)(株)	(95, 510)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2, 893, 941
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2, 535, 000

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月22日

株式会社ヨシックス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 智 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨシックスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、株式会社ヨシックスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務執行および計算書類等に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 当監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役の監査の方法およびその内容

① 各監査役は監査役会が定めた監査の方針、および監査実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等および他の監査役と意思の疎通を図り、情報の収集および監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

② 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」からその監査の実施状況および結果について報告を受けました。

また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）および「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システム（会社法第348条第3項第4号ならびに会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制）に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および運用についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

① 計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

② 会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

株式会社ヨシックス 監査役会

常勤監査役 佐藤 祥 一 ㊟

監査役 長谷川 一 裕 ㊟

監査役 戸谷 隆 夫 ㊟

(注) 当社の監査役は全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上
以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えております。引続き、成長投資に充当するための内部留保は重視してまいります。株主の皆様への利益還元の重要性に鑑み、今後の成長投資等を勘案した上で、当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円 総額50,700,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮でき、また社内外を問わず広く適任者を得ることができるように、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除できる旨の規定を新設するものであります。また平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社員の範囲が変更されることに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第27条(取締役の責任限定契約)及び第37条(監査役の責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (責任限定契約) 第27条 (新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(責任限定契約) 第37条 (新 設)</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p>	<p>2 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の終了する時までとなります。

取締役候補者は下記のとおりであります。

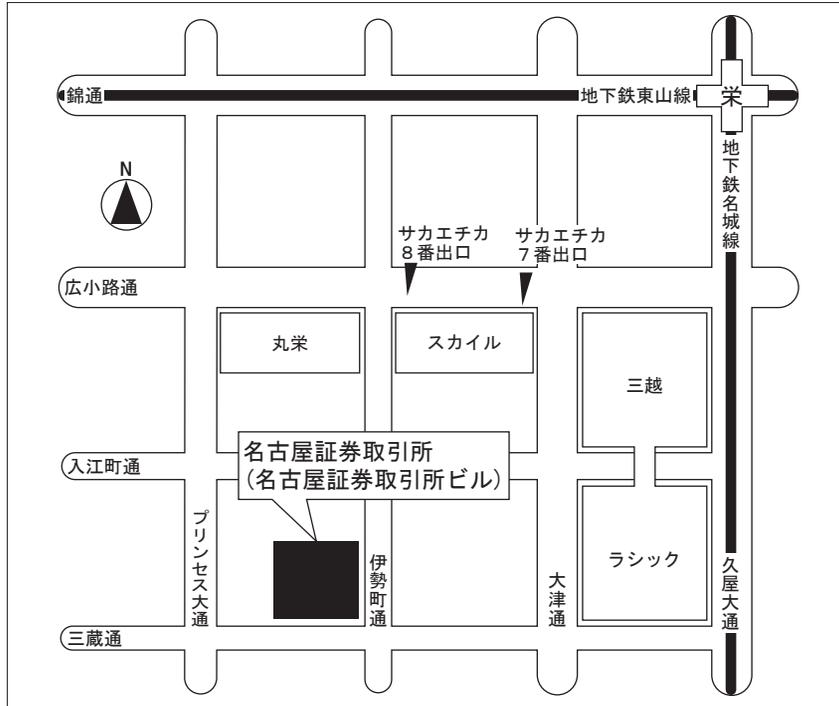
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
うえむらりょうじ 植村亮仁 (昭和55年3月31日生)	平成19年12月 あずさ監査法人 名古屋事務所入所 (現 有限責任 あずさ監査法人) 平成25年6月 有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所 退所 平成25年7月 植村亮仁公認会計士事務所 設立 所長 就任 (現任) 税理士法人 植村会計 設立 所長 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Cavalieri 代表取締役	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 植村亮仁氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 植村亮仁氏を社外取締役候補とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするするものであります。
 4. 植村亮仁氏が社外取締役に選任された場合、当社は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。
 5. 植村亮仁氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会 場 名古屋市中区栄三丁目 8 番20号
名古屋証券取引所ビル 5階 名証ホール
TEL : 052-262-3171



●交通のご案内

地下鉄「栄駅」サカエチカ 7 番・8 番出口より徒歩約 5 分
駐車場のご用意はいたしておりませんので公共交通機関をご利用ください。